短期組合員にかかる任意継続組合員関係 Q&A

Q1 経過措置を適用されるにはどういった書類が必要ですか。

「任意継続組合員資格取得申出書」と「協会けんぽ資格取得状況について」の提出が必要となります。

「任意継続組合員資格取得申出書」は本人により作成できますが、「協会けんぽ資格取得状況について」は所属機関にて作成となりますので、<u>必ず退職前に所属機関へ依頼するよう</u>お願いします。

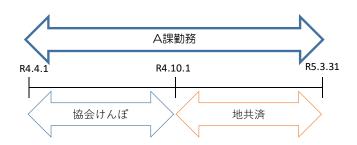
Q2 経過措置の具体例と提出書類を教えてください。

【資格要件】

地共済の短期組合員であった期間と「協会けんぽ資格取得状況について」に記載された内容を通算し、継続して1年以上になる必要があります。

【具体例】

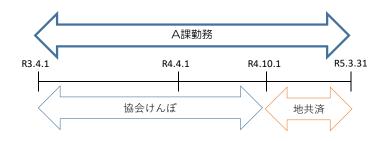
- ①令和4年4月1日~令和5年3月31日の場合
 - →資格期間が1年以上とならないため、任意継続組合員になれません。



②A課で1年以上継続している場合

A課:令和3年4月1日~令和4年9月30日:協会けんぽの被保険者であった期間

A課:令和4年10月1日~令和5年3月31日:地共済短期組合員の期間

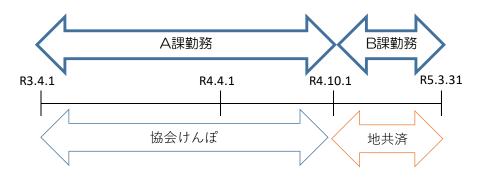


→A 課で通算2年となり、A 課作成の「協会けんぽ資格取得状況について」と「任意継続組合員資格取得申出書」の提出が必要

③A課とB課で1年以上満たす場合

A課:令和3年4月1日~令和4年9月30日:協会けんぽの被保険者であった期間

B課:令和4年10月1日~令和5年3月31日:地共済短期組合員の期間



→A 課で1年半年、B 課で半年所属しており、通算1年以上なるため、任意継続組合員の 資格要件を満たしています。

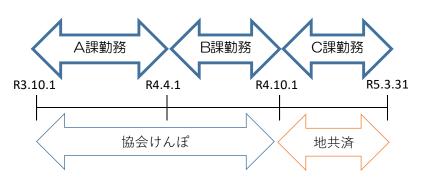
この場合、A 課作成の「協会けんぽ資格取得状況について」と「任意継続組合員資格取得申出書」の提出が必要

④A課とB課とC課で1年以上満たす場合

A課:令和3年10月1日~令和4年3月31日:協会けんぽの被保険者であった期間

B課:令和4年4月1日~令和4年9月30日:協会けんぽの被保険者であった期間

C課:令和4年10月1日~令和5年3月31日:地共済短期組合員の期間



→A 課で半年、B 課で半年、C 課で半年所属しており、通算1年以上なるため、任意継続組 合員の資格要件を満たしています。

この場合、A課及びB課作成の「協会けんぽ資格取得状況について」と「任意継続組合員 資格取得申出書」の提出が必要

※上記の場合、B 課のみの「協会けんぽ資格取得状況について」では、資格要件である1年以上であることを確認することができないため、必ず A 課の「協会けんぽ資格取得状況について」も提出する必要があります。

⑤A課で1年以上継続後、1日以上空きがあり、B課に所属した場合

A課:令和3年4月1日~令和4年9月25日:協会けんぽの被保険者であった期間

無職期間:令和4年9月26日~令和4年9月30日:5日間(国保等)

B課:令和4年10月1日~令和5年3月31日:地共済短期組合員の期間



- →5日間の無職期間があり、引き続いて1年以上とならないため、<u>任意継続組合員になれま</u> せん。
- Q3 令和4年9月30日に民間企業(協会けんぽ被保険者)を退職し、令和4年10月1日に短期組合員となった場合、経過措置は適用されますか。

民間企業に勤めていた期間(協会けんぽの被保険者期間)も含めて、継続して1年以上を 満たす場合には、任意継続組合員の資格要件を満たすこととなります。

この場合、所属等において被保険者期間を証明することができないため、年金事務所発行 の「資格喪失証明書」を提出する必要があります。

- ※「資格喪失証明書」には資格取得日と資格喪失日が記載されている必要があります。
- ※発行方法等については、事業所管轄の年金事務所へ確認するようお願いします。